

平成 30 年度第 1 回国民健康保険運営協議会 議事録（要点筆記）

日 時	平成 30 年 7 月 23 日（月） 午後 6 時 30 分 ～ 午後 7 時 35 分
会 場	宗像市役所 北館 2 階 202 会議室
出席者	委員：猪狩美世子、今村妙子、阿久根文子、三宅陽、岩野歩、和田俊樹、安東恵津子、吉田洋之、乗越千枝、中村洋子、古田俊夫
その他出席者 （事務局）	篠原万人（健康福祉部長）、中村秀治（保険医療担当部長）、林田真基子（国保医療課長）、福嶋浩之（国民健康保険係長） 児玉可也子(主事)
議事及び 報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状の交付 2. あいさつ 3. 開会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 署名委員の指名 (2) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成 30 年度宗像市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 ② 平成 30 年度宗像市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算 ③ 平成 29 年度宗像市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算見込 ④ 平成 29 年度宗像市国民健康保険特別会計（直診勘定）決算見込 ⑤ 今後新たに実施する保険事業について 4. その他
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度第 1 回宗像市国民健康保険運営協議会次第 2. 宗像市国民健康保険運営協議会会議資料 3. 在宅歯科訪問事業実施要綱（案） 4. 福岡県宗像市国民健康保険被保険者運動施設利用料金助成事業実施要綱（案）

議事録（要点）		
項目	発言者	内容
1. 委嘱状交付	事務局	委員への委嘱状交付
2. あいさつ	事務局	委員及び事務局の紹介
3. 開会	事務局	委員 13 人中、出席者 10 人。宗像市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 5 項により会議成立。平成 30 年度第 1 回宗像市国民健康保険運営協議会を開会。
(1) 署名委員の指名	事務局	議事録署名委員に、A 委員、B 委員を指名。
	委員	（了承）
(2) 報告事項	事務局	本日の報告事項について説明させていただく。
① 平成 30 年度宗像市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	事務局	報告事項①について説明。
	会長	報告事項①について、質疑、意見はないか。退職被保険者の減少要因は後期高齢者への移行以外にあるのか。
	事務局	平成 27 年度以降の新規適用はないため、平成 31 年度にはゼロになる。
	A 委員	保険者努力支援における達成率はどれくらいか。
	事務局	県内で宗像市は中の上。点数化された点数が上がればもらえる金額も上がる可能性が高くなるので、宗像市としても点数獲得に向けて努力したい。
	A 委員	特定健診の受診率向上に向けた取り組みについてはいかがか。
	事務局	それについては 5 番目で説明する。
	② 平成 30 年度宗像市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算	事務局
会長		報告事項②について、質疑、意見はないか。I-STAT システムとは何か。
事務局		血糖値や血中酸素などを測る機械。

③ 平成 29 年度宗像市国民健康保険特別会計(事業勘定) 決算見込	事務局	報告事項③について説明。
	会長	報告事項③について、質疑、意見はないか。返還金はどれくらいか。
	事務局	1 億 2696 万 7 千円。
	会長	基金は最大どれくらい積み立てられるのか。
	事務局	上限はない。
④ 平成 29 年度宗像市国民健康保険特別会計(直診勘定) 決算見込	事務局	報告事項④について説明。
	会長	報告事項④について、質疑、意見はないか。
	委員	(質疑なし)
⑤ 今年度新たに実施する保健事業について	事務局	報告事項⑤について説明。
	会長	報告事項⑤について、質疑、意見はないか。
	C 委員	(在宅歯科訪問事業) なぜ 2 カ月なのか。
	事務局	口腔ケアは 2 カ月間で 8 回以内が適当と宗像歯科医師会が判断。この事業の中で治療が必要と判断した場合は、訪問歯科診療に切り替える。
	D 委員	(運動施設利用料金助成事業) 5 施設の選定理由はなにか。
	事務局	宗像市と提携している施設、宗像市直営の施設、および市内のプール施設。ただし、はるおかスイミングスクールに関しては辞退。
	D 委員	(運動施設利用料金助成事業) 各施設から独自のプランを出してもらいパンフレットに入れることで、市民が選びやすくなる。
	事務局	各施設、そのまま会員になるような取り組みを考えていた。
	E 委員	これらの事業は年度単位での実施か。

事務局	在宅歯科訪問事業に関しては年度単位。運動施設利用料金助成事業は来年度以降も行いたいので、通年ということで検討している。どちらの事業も3年程度モデル的に施行し検証したいと考えている。
D委員	(運動施設利用料金助成事業) 北九州で同様の事業に携わった際に、歯科指導と運動指導を一緒に行っていた。これも一つのアイデアと思う。
事務局	例えば、ある施設では運動指導と一緒に食事指導も一緒に行うプランを作成している。このような特徴を明記していきたい。
F委員	(在宅歯科訪問事業) 第2条2項についてはどなたが判断されるのか。
事務局	ケアマネを通して対象者を選定する。
B委員	(運動施設利用料金助成事業) この事業での特定健診受診率の伸び率見込みはどれくらいか
事務局	平成30年度の目標は40%。
B委員	(運動施設利用料金助成事業) この事業はすでに特定健診を受けている集団にアプローチすることにならないか。
事務局	特定健診に関しては健康課が担当。うちの課としてはセンター健診や個別健診の受診率を増やしたいが、そのためには被保険者の意識改革が必要であると考え。この事業を通して、意識変容を図りたい。
E委員	(在宅歯科訪問事業) 対象者数の想定はどれくらいか。
事務局	年度途中からの実施であるため、初年度は最大20名程度と考えている。
事務局	補足。財源については、在宅歯科訪問事業が後期高齢者医療広域連合からの全額補助金と一部国保の基金運用。運動施設利用料金助成事業は、全額国保の基金運用益の活用。

4. その他	事務局	次回の開催予定は、県から国民健康保険の事業費納付金額と標準保険料率の提示がある1月中旬。また、市町村も参加する県単位化の会議が9月頃開催予定のため、その会議で何か議論が必要なことがあれば臨時で開催する。
--------	-----	---